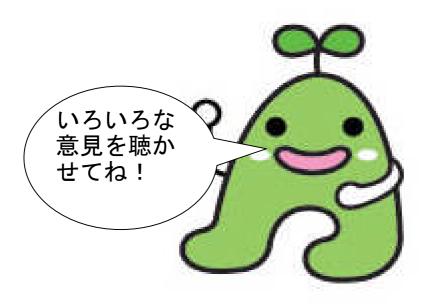
家庭系ごみの有料化(実施計画案)

~説 明 用~

【ごみ減量イメージキャラクターエコアちゃん】



平成22年9月

秋 田 市

はじめに

石油などの天然資源の消費を抑制し、ものを大切にする社会や地球温暖化を防ぐ社会を形成するためには、ごみを減らすことが大きな課題となっています。

ごみを減らすためには、ごみを出さない「リデュース」・使えるものは繰り返して使う「リユース」・ごみになったら資源として再利用する「リサイクル」という3Rの取り組みを進めていくことが重要であり、秋田市ではこれまでに3Rを推進する様々な啓発を行ってきました。

秋田市のごみ排出量は、平成15年度以降減少傾向にはありますが、本市が掲げている減量目標とは離れている状況にあります。そのため、さらなるごみの減量を目的として、平成21年11月に、有識者や公募による市民から構成される秋田市廃棄物減量等推進審議会に、減量施策の一つである家庭系ごみの有料化について意見を求め、本年7月には、有料化はごみの減量に有効な施策であり、市民の理解と協力のもとに実施する必要があるとの答申をいただきました。

秋田市では、この答申を受け、来年10月には有料化を実施することとし、「家庭系ごみの有料化(実施計画案)」を作成しました。

今後、この実施計画案に対する市民の皆さまの意見をお聴きし、より よい制度となるよう、さらに検討してまいります。

目 次 1 どうして有料化を実施するのか・・・ (1) 有料化の目的・・・・・・ (2) 有料化の効果・・・・・ 2 有料化の制度内容・・・・・・・・・・P4 (1) どんなごみが有料化されるの?・・・・・・・P4 (2) 家庭ごみの中で有料化の対象にならないごみはあるの?・P5 (3) ごみ処理手数料はどうやって支払うの?・・・・・P5 (4) これまでのごみ袋は使えるの?・・・・・・P6 (5) 手数料はいくらになるの?・・・・・・・P7 (6) ごみ袋の大きさは変わるの?・・・・・・・P7 (7) 負担額はどのくらいになるの?・・・・・・P8 3 ごみ処理手数料の活用・・・・・・・・・・P9 (1) 有料化に併せて実施する施策・・・・・・・・P9 (2) 不法投棄・不適正排出防止対策・・・・・・・・P11 (3) 循環型社会および低炭素社会の構築に向けた環境施策・・P11 4 実施までのスケジュール・・ P12

1 どうして有料化を実施するのか

(1) 有料化の目的

ごみの減量・リサイクルの促進

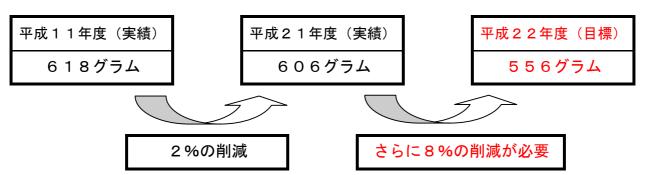
他都市の事例などから、有料化を実施することにより、さらなるごみの減量・リサイクルの促進が期待できます。

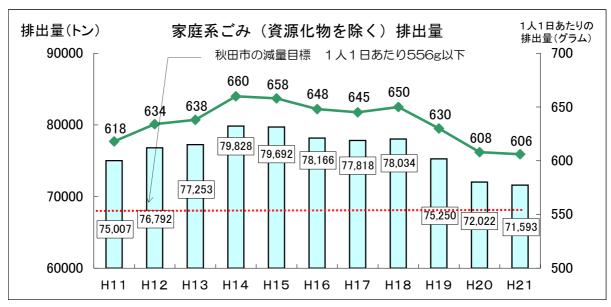
目的はごみの減量・リサイクルの促進

市民一人一日あたりの家庭系ごみは、平成19年度以降減少傾向にはありますが、 減量目標からは離れている状況にあります。

秋田市の減量目標

市民一人一日あたりの家庭系ごみ(資源化物を除く)の排出量を平成 11年度の618グラムから10%以上削減する。





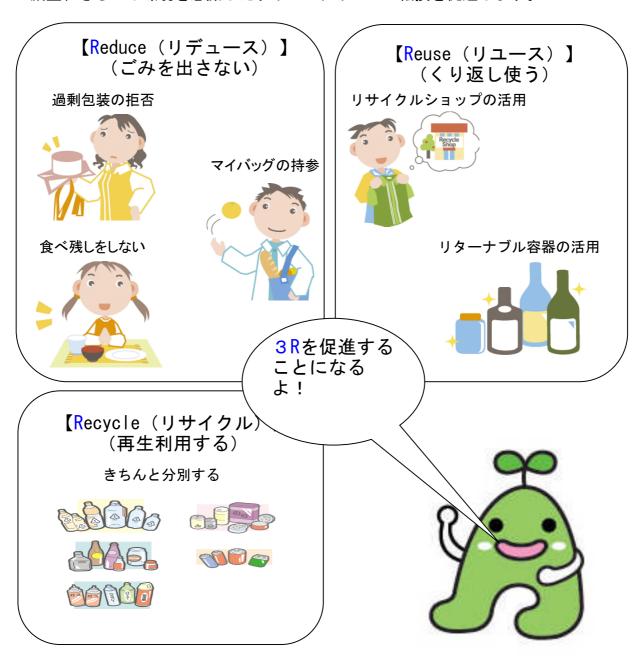
(2) 有料化の効果

1 市民の意識改革

ごみを出す際に処理費用の一部を負担することになれば、市民のごみやリサイクルに対する関心が高まり、ごみの減量・リサイクルを促進することが期待できます。

有料化は市民のライフスタイルを変える

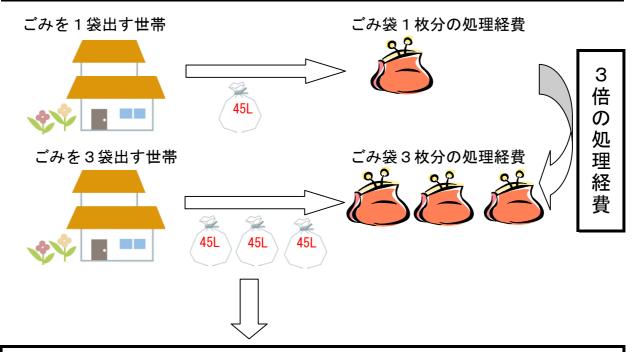
有料化は、市民に排出者としての自覚と責任をこれまで以上に促すことから、ごみの減量、さらには環境を意識したライフスタイルへの転換を促進します。



2 負担の公平性の確保

市民一人ひとりが排出量に応じた処理費用の一部を負担するしくみを導入することにより、費用負担の公平化が図られることが期待できます。

ごみの減量に努めている人は負担を軽減することができる



現状では、ごみを一袋出す人も三袋出す人も負担の差はない

3 ごみ処理手数料の活用

有料化による手数料収入は、有料化に必要な運営経費や資源化物の祝日収集に係る経費のほかに、ごみの減量・リサイクルの推進および地球温暖化対策のため有効に活用することが可能となります。



2 有料化の制度内容

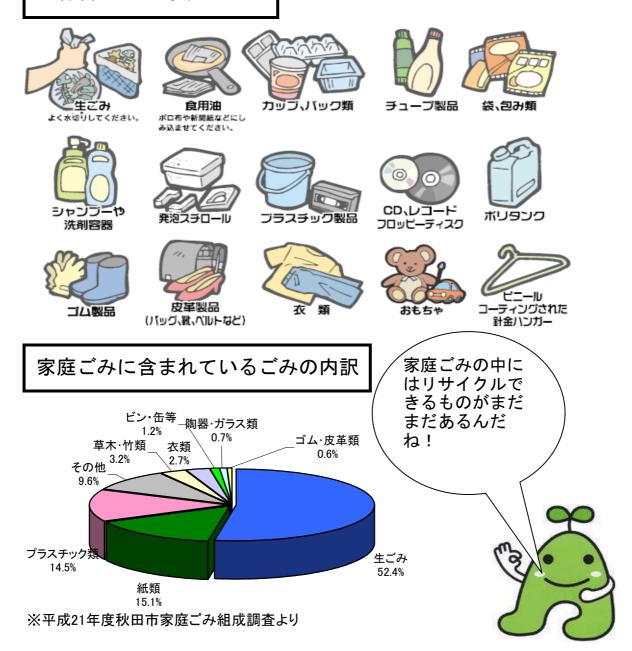
(1) どんなごみが有料化されるの?

有料化の対象は家庭ごみ

有料化の対象となるのは、週2回収集している家庭ごみです。資源化物は今までど おり無料とします。

このことにより、家庭ごみの中に含まれている資源化物の分別が促進されます。

有料となる家庭ごみ

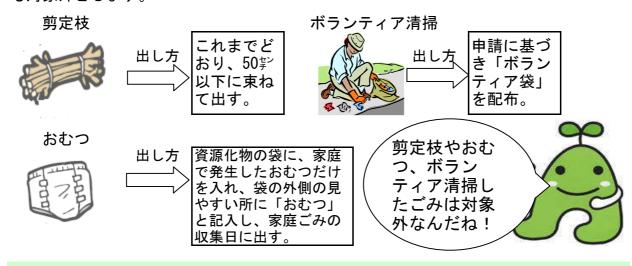


(2) 家庭ごみの中で有料化の対象にならないごみはあるの?

おむつ・ボランティア清掃ごみ・剪定枝は対象外

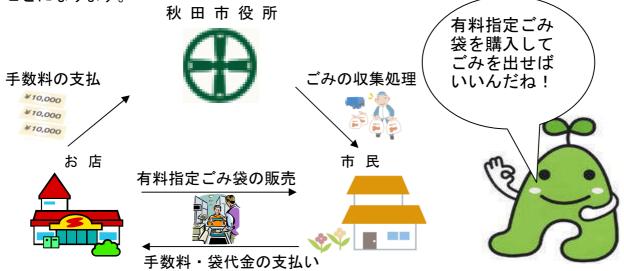
家庭系ごみの有料化は、市民一人ひとりが出すごみの量に応じて費用を負担することが原則ではありますが、剪定枝については、ごみ袋に入れると破れるため、現在も指定ごみ袋に入れずに出していることから、対象外とします。

また、減量が難しいおむつや環境美化のためにボランティア清掃したごみについても対象外とします。



(3) ごみ処理手数料はどうやって支払うの?

手数料を上乗せした「有料指定ごみ袋」の購入により支払う制度



(4) これまでのごみ袋は使えるの?

ごみ処理手数料を上乗せしていないこれまでのごみ袋は使えない

【これまでのごみ袋】

ごみ処理手数料を上乗せしていないごみ袋



有料化実施後は使えない。



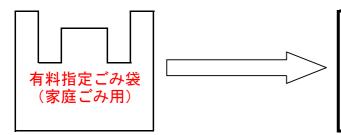
有料化実施後も資源化物のごみ およびおむつを出すときは使用 可能。

ただし、家庭ごみ用ごみ袋としては使えない。

【有料化実施後のごみ袋】

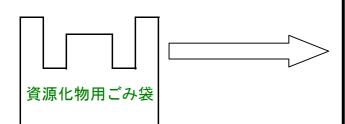
ごみ処理手数料を上乗せしたごみ袋

(家庭ごみ用)



有料化の対象ごみである家庭 ごみを出すときに使用する。 ※従前のごみ袋と区別できる ようにデザイン等を新しくす る。

(資源化物用)



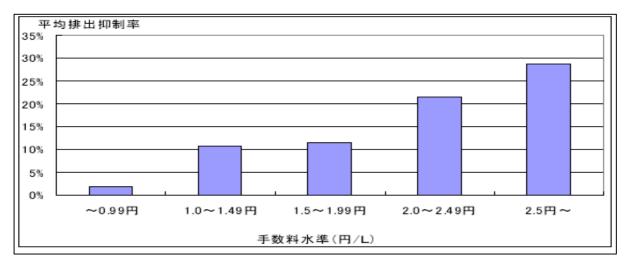
有料化実施後は資源化物用の 袋で家庭ごみをだすことはで きない。

※従前の資源化物用ごみ袋には、家庭ごみ兼用と記載してあるので、記載を改め、デザイン等も新しくする。

(5) 手数料はいくらになるの?

容量表示1Lあたり1円の手数料

手数料の負担は、ごみ減量の動機付けとなることが必要です。 そのため、本市と同規模の有料化を実施している中核市や周辺市町村の状況を参考 に、10%程度の減量効果を見込むことのできる、容量表示1Lあたり1円とします。



※環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」より

(6) ごみ袋の大きさは変わるの?

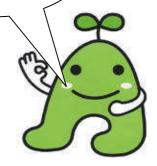
袋の大きさは、10次、20次、30次、45次の4種類

他都市の例から、有料化の実施によりごみの減量が促進され、90Lや70Lサイズの大きいごみ袋はほとんど使われなくなります。20Lのサイズでも大きいという家庭もあります。そのため、販売するごみ袋の大きさは、10¼、20¼、30¼、45¼の4種類とします。

ごみ袋一枚あたりの手数料および販売価格

袋の販売価格に 手数料が上乗せ された価格で売 られるんだね!

袋の大きさ	手 数 料	販売価格
10ใ%	10円	袋の販売価格に10円を上乗せした価格
20 ให้	20円	袋の販売価格に20円を上乗せした価格
30 ¦%	30円	袋の販売価格に30円を上乗せした価格
45 ให้	45円	袋の販売価格に45円を上乗せした価格



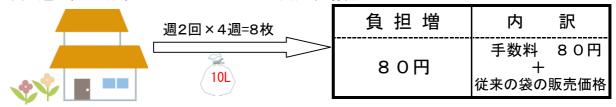
(7) 負担額はどのくらいになるの?

収集日に45Lサイズで一袋出す場合、一ヶ月で360円の負担増

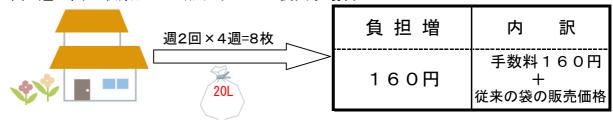
週2回の家庭ごみの収集日に45Lサイズで一袋出した場合、一ヶ月で360円の手数料と袋の販売価格を負担していただくことになります。

ごみ袋の容量に応じた一ヶ月あたりの負担増

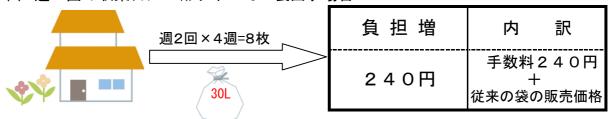
(1) 週2回の収集日に10次サイズで一袋出す場合



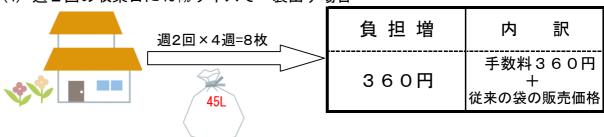
(2) 週2回の収集日に20ポサイズで一袋出す場合



(3) 週2回の収集日に30ポサイズで一袋出す場合



(4) 週2回の収集日に45 以サイズで一袋出す場合



3 ごみ処理手数料の活用

ごみの有料化は、ごみ減量施策等と組み合わせて実施することにより相乗効果が発揮され、より一層のごみの減量が可能になるとともに、減量効果が継続されると考えられることから、ごみ減量の普及啓発やごみ減量リサイクル推進施策に活用するほか、次のような施策に活用します。

(1) 有料化に併せて実施する施策

資源化物の祝日収集

市民の皆さまの利便性を図るとともに、資源化物の分別を促進するため、これまで 月曜日の祝日に限り実施していた資源化物の祝日収集を、年末年始を除く全ての祝祭 日で実施する計画です。







祝祭日も収集します!



ごみ減量に関わる情報発信

市民の皆さまが普段から取り組むことのできるごみ減量の方法等を、広報あきたや減量キャンペーンなどを利用し、広く情報発信します。

生ごみは、指定袋 へ入れる前にもう ひと絞りします





包み紙や紙箱など の雑多な紙も、 雑誌と一緒に古紙 として分別します

集団回収の普及促進

町内会や子供会等の市民団体が自主的に取り組む資源集団回収は、ごみの減量・リサイクルを推進するとともに、環境教育や地域住民の絆づくりにも寄与していることから、市民の皆さまへ積極的に周知をするなど、さらなる普及促進を図ります。

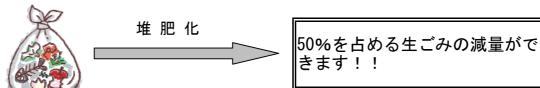






生ごみ処理の普及促進

家庭ごみの約50%を占める生ごみの自己処理の普及促進を図るため、生ごみ処理機 やコンポスターの購入費補助事業を実施する計画です。



きます!!

ごみ集積所の美化

町内会による集積所の美化活動を促進するため、ボランティア袋を作成し、各町内 会へ配布します。

集積所

ボランティア袋の配布



- カラス等に散らかされたごみ や不適正排出されたごみを片 付けるための袋を配布
- ・カラス除けネット購入補助
- ごみ集積所への設置補助

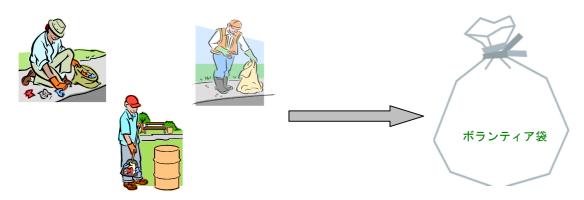


ボランティア清掃の支援

個人、町内会、市民団体、NPO法人等が実施するボランティア清掃活動は、環境美化 活動の促進に貢献しているほか、環境意識も育まれることからボランティア清掃袋を 配布します。

ボランティア清掃活動

ボランティア袋の配布



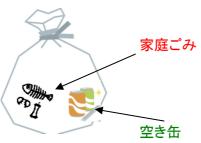
(2) 不法投棄・不適正排出防止対策

ごみ出しルールの周知徹底・市職員による集積所での指導

現在行っている不法投棄監視パトロールや広報等による啓発活動を継続するととも に、分別の不徹底や収集日以外の排出、指定袋以外での排出などルール違反に対し て、町内会と連携し排出者の調査と指導を強化します。

レジ袋によるごみ出し 間違った分別







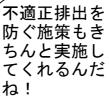
不適正排出

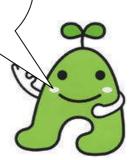




不法投棄は犯罪です!!

不法投棄した場合、5年以下の懲役または1,000万円(法人には3億円まで加重できる)以下の罰金にするなど、厳しい罰則が設けられています。





(3) 循環型社会および低炭素社会の構築に向けた環境施策

ごみを出さない「リデュース」・使えるものは繰り返し使う「リユース」・ごみになったら資源として再利用する「リサイクル」という3Rの取り組みを推進する施策や地球温暖化を防ぐ社会を形成するための施策を実施するために活用します。

地球温暖化の影響

海面の上昇







地球温暖化を防ぐ 社会を形成するた めの施策等に活用 します!

4 実施までのスケジュール (予定)

 日程
 内容

 平成22年 10月
 実施計画(案)に対する市民意見募集

平成22年 11月

市民意見を踏まえた実施計画の策定市民意見に対する市の考え方の公表

平成22年 12月

市議会へ有料化についての条例案の提出

平成23年 1月

市民へのきめ細かなお知らせ

- 住民説明会の開催
- ・広報あきたへの掲載
- マスメディアの活用
- ・全世帯へパンフレットの配布

平成23年 10月

家庭系ごみの有料化の開始

平成23年10 月実施の予 定なんだ ね!